

[平成25年3月末現在]

金融円滑化に対する当金庫の取組状況について
中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律
第7条第1項に規定する説明書類



「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下、「金融円滑化法」といいます）」第7条第1項の規定に基づき、当金庫が、同法第4条および5条の規定に基づいてとった措置の状況に関する事項、ならびに同法第6条の規定に基づいてとった措置の概要に関する事項を、次の通り開示いたします。

第1 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令（以下、「府令」といいます）」第6条第1項第1号に規定する金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

金融円滑化法に基づく措置の実施に関する方針として、理事会の決議により「金融円滑化管理方針」を定めております。概要は下記の通りです。

- (1) 当金庫は、「地域のお客さまへの円滑な資金供給」ならびに「地域で事業を営むお客さまの経営相談等に関するきめ細かな支援」への取り組みを、当金庫の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なりスク管理体制の下、金融仲介機能を今後とも積極的に発揮してまいります。
- (2) お客さまから、事業資金・住宅資金について、新規ご融資や貸付条件の変更に関するご相談・お申込があった場合には、お客さまの状況を踏まえて親身に取り組み、可能な限り迅速に対応いたします。
- (3) 複数の金融機関にお借入のあるお客さまから、貸付条件の変更に関するお申込があった場合には、他の金融機関・信用保証協会・中小企業再生支援協議会・住宅金融支援機構など関係機関と緊密な連携を図りながら、お客さまのご要望にお応えできるよう努めてまいります。

なお、詳細につきましては、別添資料「金融円滑化管理方針」をご覧ください。

第2 府令第6条第1項第2号に規定する金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

金融円滑化法に基づく実施状況を把握するための体制を、「金融円滑化管理規程」第3条および「金融円滑化マニュアル」第4章にて明確に定めております。

- (1) 営業店においては、お客さまから貸付条件の変更のご相談・お申し込みがあった場合、すべての案件について「延滞管理・条件変更店内情報メモ」を作成し、部店長まで回付して情報の共有化を図るとともに、毎月、実施状況を審査部へ報告する体制をとっております。
- (2) 審査部においては、「延滞管理・条件変更店内情報メモ」を基に貸付条件の変更の実施状況を集計し、金融円滑化管理責任者に報告する体制をとっております。
- (3) 金融円滑化管理責任者は、上記実施状況を経営会議および理事会に報告し、金庫全体で把握する体制をとっております。
- (4) 金融円滑化管理責任者を委員長とし、関連部署の部長を委員とする「金融円滑化管理委員会」を設置し、金融円滑化の取り組みが適切に行われるよう具体的な方策を検討、管理しております。

第3 府令第6条第1項第3号に規定する金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

金融円滑化法に基づく苦情相談を適切に行うための体制を、「金融円滑化管理規程」第10条および「金融円滑化マニュアル」第1章にて明確に定めております。

(1) 営業店におけるご相談窓口の設置

お客さまからの苦情相談に適切に対応するため、すべての営業店に「金融円滑化相談窓口（店頭・電話）」を設置し、「金融円滑化担当者」を配しております。営業店に寄せられた苦情相談につきましては、同窓口が真摯に対応するとともに、「顧客・相談（苦情）情報表（金融円滑化専用）」によって、コンプライアンス統括部に報告する体制をとっております。

(2) 本部におけるご相談窓口の設置

本部における苦情相談窓口として、コンプライアンス統括部に「金融円滑化ホットライン」を設置し、営業店と連携して適切に対応しております。ホットラインに寄せられた苦情相談への対応結果につきましては、「顧客・

相談（苦情）情報表（金融円滑化専用）」により当該営業店からコンプライアンス統括部に報告された後、「顧客・相談（苦情）報告書」によりコンプライアンス統括部から審査部に報告され、審査部にて一元管理する体制をとっております。

第4 府令第6条第1項第4号に規定する金融円滑化法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

金融円滑化法に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を行うための体制を、「金融円滑化管理規程」第7条および「金融円滑化マニュアル」第5章にて明確に定めております。

- (1) 各営業店では、担当者がお客さまの経営状況を継続的に把握するよう努めるとともに、経営相談への対応、経営指導、経営改善支援などに積極的に取り組む体制をとっております。
- (2) 各営業店では、経営改善計画書作成時の助言等を行うほか、必要に応じ、審査部企業支援グループ・営業推進部地域支援グループと連携して行う取り組みによって、お客さまの事業再生を積極的に支援する体制をとっております。

【審査部企業支援グループとの連携による取り組み】

- ① 中小企業再生支援協議会やコンサルティング会社等をご紹介します、お客さま・当金庫・支援協議会等の3者の協力による、経営改善計画書の作成、進捗管理を進めてまいります。
- ② 事業価値を見極める融資手法（特許等知的資産を活用した融資等）をはじめ、中小企業に適した資金供給手法を徹底してまいります。
- ③ 中小企業再生支援協議会等と協力して、DDS等を活用した支援を行ってまいります。
- ④ ファンドを活用した出資を実施し、お客さまの資金繰り支援を行ってまいります。
- ⑤ 信用保証協会の再生支援センターと協力し、「求償権消滅保証制度」を活用したご融資により、お客さまの再チャレンジに協力してまいります。
- ⑥ 企業のライフサイクルに応じた各段階でのきめ細かい支援（経営改善支援、事業再生）に取り組んでまいります。

【営業推進部地域支援グループとの連携による取り組み】

- ⑦ 当金庫がもつ情報集積機能や地域におけるネットワークを活用し、ビジネスマッチングやM&Aに関する情報提供などに取り組んでまいります。

⑧企業のライフサイクルに応じた各段階でのきめ細かい支援（創業・新規事業支援、事業承継）に取り組んでまいります。

第5 金融円滑化法第4条に基づく措置の実施状況

別表1・2をご覧ください。

（別表1）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額〔債務者が中小企業者である場合〕

（別表2）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数〔債務者が中小企業者である場合〕

第6 金融円滑化法第5条に基づく措置の実施状況

別表3・4をご覧ください。

（別表3）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（別表4）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

以 上

金融円滑化管理方針

(目的)

第1条 当金庫は、地域の健全な事業を営む事業者及び個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細かな支援に取り組むことは、当金庫の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なリスク管理体制の下、金融仲介機能を積極的に発揮していくことを目的に、本方針を定める。

(定義)

第2条 本方針において、「金融円滑化」とは、以下の①から⑥をいい、「金融円滑化管理」とは、適切なリスク管理の下、金融仲介機能を積極的に発揮する観点から、これらを達成するために必要となる管理をいう。

- ① 顧客の経営実態を踏まえて、適切に新規融資や貸付条件の変更等を行うことの確保。
- ② 顧客の経営実態を踏まえて、経営相談・経営指導及び経営改善に関する支援を行うことの確保。
- ③ 与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関し、顧客に対する説明を適切かつ十分に行うことの確保。
- ④ 顧客からの与信取引に係る問い合わせ、相談、要望及び苦情への対応を適切に実施することの確保。
- ⑤ 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下、「中小企業者等金融円滑化法」という。）に規定する必要な措置の確保。
- ⑥ その他与信取引に関して、地域密着型金融を推進するために必要であると判断した事項が適切になされることの確保。

(管理体制)

第3条 金融円滑化管理に関する方針を定めた本方針を理事会において定め、金融円滑化管理の実効性を確保するため、理事会において「金融円滑化管理責任者」を選任するほか、理事会、経営会議及び金融円滑化管理責任者の役割を定めた「金融円滑化管理規程」を策定する。

(体制整備)

第4条 金融円滑化の観点から新規融資や貸付条件の変更等の申込み等に対する適切な審査が行われることを確保するため、信用リスク管理部門（融資審査部門）は、

- 定期的または必要に応じて随時、融資審査基準及び与信管理方法の見直しを行う。
- 2 金融円滑化の観点から新規融資や貸付条件の変更等の申込み等に対する顧客説明及び顧客サポートの適切性・十分性を確保するため、金融円滑化管理責任者、顧客説明統括管理責任者、顧客説明管理責任者及び顧客サポート管理責任者は連携して顧客保護を図るための取組みを行う。
 - 3 顧客の経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに関するきめ細かな支援を行うため営業推進部に地域支援グループを置き、審査部に企業支援グループを置く。
 - 4 顧客の事業価値を適切に見極めるための能力（以下、「目利き能力」という。）の向上のため、人事部門は役職員に対し、目利き能力向上のための研修等を実施する。

（中小企業者等金融円滑化法の施行に伴う対応）

第5条 中小企業者等金融円滑化法の施行に伴い、中小企業者等金融円滑化法第6条で定める方針を策定し、公表する。

- 2 中小企業者等金融円滑化法を踏まえ、中小企業者・住宅資金借入者からの事業資金並びに住宅資金の貸付条件の変更等に関する申込み等及び相談・苦情等について、適切な対応が行えるよう必要な体制を整備する。
- 3 中小企業者からの貸付条件の変更等の申込み等について、他の金融機関や政府系金融機関、信用保証協会および中小企業再生支援協議会等が関係している場合には、これらの者と緊密な連携が図れるよう必要な体制を整備する。
- 4 住宅資金借入者からの貸付条件の変更等について、他の金融機関、住宅金融支援機構が関係している場合には、これらの者と緊密な連携が図れるよう必要な体制を整備する。
- 5 中小企業者等金融円滑化法に基づく金融円滑化の状況に関する開示や当局への報告を行うとともに、当該開示等が適切なものとなっているか確認する体制を整備する。
- 6 上記以外の中小企業者等金融円滑化法を踏まえた対応が適切に行えるよう必要な体制を整備する。

（方針の改廃）

第6条 本方針の改廃は、理事会の決議による。

平成22年1月14日制定

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額 〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	17,197	61,372	101,978	143,642	177,970	230,708	276,197	318,356	355,683	402,742	442,957	486,666	529,155	575,819
うち、実行に係る貸付債権の額	5,692	46,840	85,486	124,998	165,329	210,726	255,439	297,819	337,409	378,540	422,861	462,721	506,326	549,089
うち、謝絶に係る貸付債権の額	4	1,669	2,613	3,760	4,155	4,851	5,420	6,165	6,708	7,237	7,672	8,404	9,241	9,717
うち、審査中の貸付債権の額	11,455	11,292	11,142	11,693	4,976	11,089	10,221	8,832	5,789	10,968	6,094	8,805	6,735	9,896
うち、取下げに係る貸付債権の額	45	1,569	2,735	3,190	3,509	4,039	5,115	5,538	5,775	5,996	6,328	6,735	6,852	7,116
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額	1,937	18,981	34,939	50,337	65,155	80,665	96,100	108,924	121,598	135,982	150,761	164,642	177,829	192,047
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額	0	762	1,258	1,783	1,959	2,456	2,866	3,254	3,560	3,977	4,337	4,826	5,525	5,879

注) 上記表中、「謝絶に係る貸付債権の額」には、申出から3ヵ月以内に実行に至らなかったため、開示ルールに則り一旦「謝絶」に分類したもの(平成25年3月末現在 計9,717百万円のうち4,827百万円)が含まれております。

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	889	3,389	5,537	7,613	9,636	11,985	14,197	16,061	17,884	19,965	21,988	23,907	25,816	27,863
うち、実行に係る貸付債権の数	274	2,587	4,692	6,709	8,841	10,919	13,123	14,922	16,721	18,636	20,651	22,491	24,374	26,237
うち、謝絶に係る貸付債権の数	1	92	167	238	272	337	388	443	490	535	579	634	689	740
うち、審査中の貸付債権の数	608	634	545	497	338	509	413	389	337	443	389	402	357	457
うち、取下げに係る貸付債権の数	6	76	133	169	185	220	273	307	336	351	369	380	396	429
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の数	159	1,761	3,164	4,449	5,758	7,033	8,309	9,316	10,389	11,512	12,696	13,784	14,898	15,981
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の数	0	67	126	179	202	242	277	311	336	371	405	435	473	510

注) 上記表中、「謝絶に係る貸付債権の数」には、申出から3ヵ月以内に実行に至らなかったため、開示ルールに則り一旦「謝絶」に分類したもの(平成25年3月末現在 計740件のうち345件)が含まれております。

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額 〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	1,144	4,273	6,804	8,318	9,944	12,062	14,642	16,454	17,938	19,434	21,260	22,186	23,356	24,824
うち、実行に係る貸付債権の額	216	2,236	4,809	6,576	8,188	10,178	12,347	14,128	15,501	16,844	18,490	19,448	20,436	21,663
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	202	459	486	669	714	889	946	1,030	1,146	1,178	1,306	1,444	1,510
うち、審査中の貸付債権の額	841	1,364	1,001	535	292	347	516	338	305	343	430	249	266	407
うち、取下げに係る貸付債権の額	86	468	534	720	793	822	888	1,041	1,100	1,100	1,160	1,182	1,208	1,242

注) 上記表中、「謝絶に係る貸付債権の額」には、申出から3ヵ月以内に実行に至らなかったため、開示ルールに則り一旦「謝絶」に分類したもの(平成25年3月末現在 計1,510百万円のうち985百万円)が含まれております。

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	66	236	353	435	500	597	732	820	897	980	1,073	1,132	1,204	1,286
うち、実行に係る貸付債権の数	8	124	244	339	407	497	612	694	768	847	937	992	1,051	1,125
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	14	28	30	36	39	49	51	55	60	61	65	72	77
うち、審査中の貸付債権の数	52	73	50	27	15	18	25	22	18	17	17	15	19	20
うち、取下げに係る貸付債権の数	6	25	31	39	42	43	46	53	56	56	58	60	62	64

注) 上記表中、「謝絶に係る貸付債権の数」には、申出から3ヵ月以内に実行に至らなかったため、開示ルールに則り一旦「謝絶」に分類したもの(平成25年3月末現在 計77件のうち51件)が含まれております。